

令和7年度

大阪市 保育施設等設置・運営法人

(入所枠：北区・福島区・中央区30人以上)

施設整備補助金対象地域詳細

(応募期間2)

【募集種別】

- ・認可保育所（創設・増築/分園設置）
- ・認定こども園（移行・増築/分園設置）

＜令和8年4月開設＞

令和7年2月

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

目 次

1	施設整備補助金対象地域詳細	2
2	応募数の制限	2
3	設置・運営予定者の選定	3
4	募集優先地域	3
5	整備補助金	3
6	設置・運営予定者選定までのスケジュール	4

1 施設整備補助金対象地域詳細

(北区・福島区・中央区以外は別途地域詳細がありますのでそちらをご覧ください。)

	募集 番号	補助対象 募集定員※	詳細参照 ページ	定員構成の条件
北区	1ー②	30人～162人	6	次の3条件を備えること ①0歳児を3人以上 ②0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児 ③0歳～2歳児の定員が応募全体定員の1/3以上
福島区	3	30人～150人	7	
中央区	5	30人～152人	8	

※北区1ー②は162人分まで、福島区は150人分まで、中央区は152人分まで募集します。

施設の定員数は30人以上募集定員数まで応募できます(定員を超える競合がある場合は、選定結果の上位の施設計画から優先して採用します。)

詳細については、令和7年度大阪市保育施設等設置・運営法人募集要項(以下、「募集要項」という。)の29～30ページを参照ください。

※「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設や増築に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、創設や増築による増員分に、廃止する当該保育施設等の入所枠分を加えた定員計画で応募すること。

なお、応募が採用された場合、その後に定員の増加があっても補助金の定員数は応募定員数になります。

※1号認定こどもの定員設定について

今回の募集において、既存の「幼保連携型認定こども園」・「保育所型認定こども園」が整備を行う場合、1号認定こどもの増員は任意とします。ただし、増築により増加する1号認定こども分の整備補助金の交付はありません。

既存の「幼稚園」・「幼稚園型認定こども園」・「認可保育所」・「保育所型認定こども園」から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、1号認定こどもの定員設定を設定するか否かは任意(設定する場合は、2、3号認定こどもの減員は原則認めません)とします。ただし、1号認定こどもの学校教育部分の補助(3ページ参照)については、現在の1号認定こどもの実員を上限とします。

なお、「幼稚園」・「幼稚園型認定こども園」が幼保連携型認定こども園に移行する際に、現行の1号認定こどもの定員を減少させる場合は、事前に大阪府との協議が必要です。

2 応募数の制限

同一法人が複数の募集番号に同時に応募していただくことは可能です。

また、各区ごとに2か所以上の応募も可能です。

ただし、同一物件で別計画により応募することはできません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

3 設置・運営予定者の選定

応募書類を提出いただき、外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。

設置・運営予定者の選定の詳細については、募集要項の 28～30 ページを参照してください。

4 募集優先地域

募集地域の優先度について

優先度により、審査時に加点となる場合があります。詳細については、募集要項の 29 ページを参照してください。

募集A地域

利用保留児童が多く発生している、又は、保育所への入所希望者が多く増える見込みであるなど、緊急に保育所整備が必要と考えられる地域

募集B地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域と比較すると少ないため、緊急度はA地域より低いと考えられる地域、又は、A地域の周辺にあり、A地域にお住まいの方が通園可能な範囲にあると考えられる地域

募集C地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域やB地域と比較すると緊急度が低いと考えられる地域

補助金交付対象外地域

補助金交付対象外であるため、自主財源による整備の場合のみ応募が可能な地域
※「利用保留児童数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

5 整備補助金

保育所等の設置にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。

整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、募集要項の 15～24 ページを参照してください。なお、新たに社会福祉法人を新設して保育所を設置する場合で、保育所整備にあたり、整備補助金を活用するには、法人の認可が必要となります。

認定こども園に係る整備補助金については、2・3号定員に係る部分が対象となりますが、次の場合については、1号定員に係る部分についても補助対象となる場合があります。

○ 幼保連携型認定こども園への移行にかかる1号定員部分への補助

学校教育部分への補助については、幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）が、待機児童対策として、2・3号の募集定員に係る要件を満たすとともに、児童の安全を確保するため、昭和56年6月1日以降の耐震基準（いわゆる新耐震基準）を満たしていない園舎（昭和56年5月31日以前に確認通知が交付された建物で耐震診断未実施の園舎を含む）を建て替え、保育所機能部分と学校教育部分を一体的に整備する場合のみ予算の範囲内で補助します。

1号定員部分の補助については、現在の1号認定こどもの実員を上限とします。
 ※幼保連携型認定こども園から幼稚園又は幼稚園型認定こども園に移行した施設（いわゆる「返上園」）については、施設整備補助を受けることができません。

6 設置・運営予定者選定までのスケジュール

内 容	日 程
応募相談期間	令和7年2月19日（水）～ 令和7年4月2日（水）
事前登録受付期間	令和7年2月19日（水）～ 令和7年3月26日（水）
応募書類受付期間	令和7年2月19日（水）～令和7年4月2日（水）
審査会開催期間	令和7年5月上旬 ～ 令和7年5月下旬
審査結果の公表	令和7年6月上旬

参考：保育利用申込みにかかる利用保留数（令和 6 年 4 月 1 日現在）

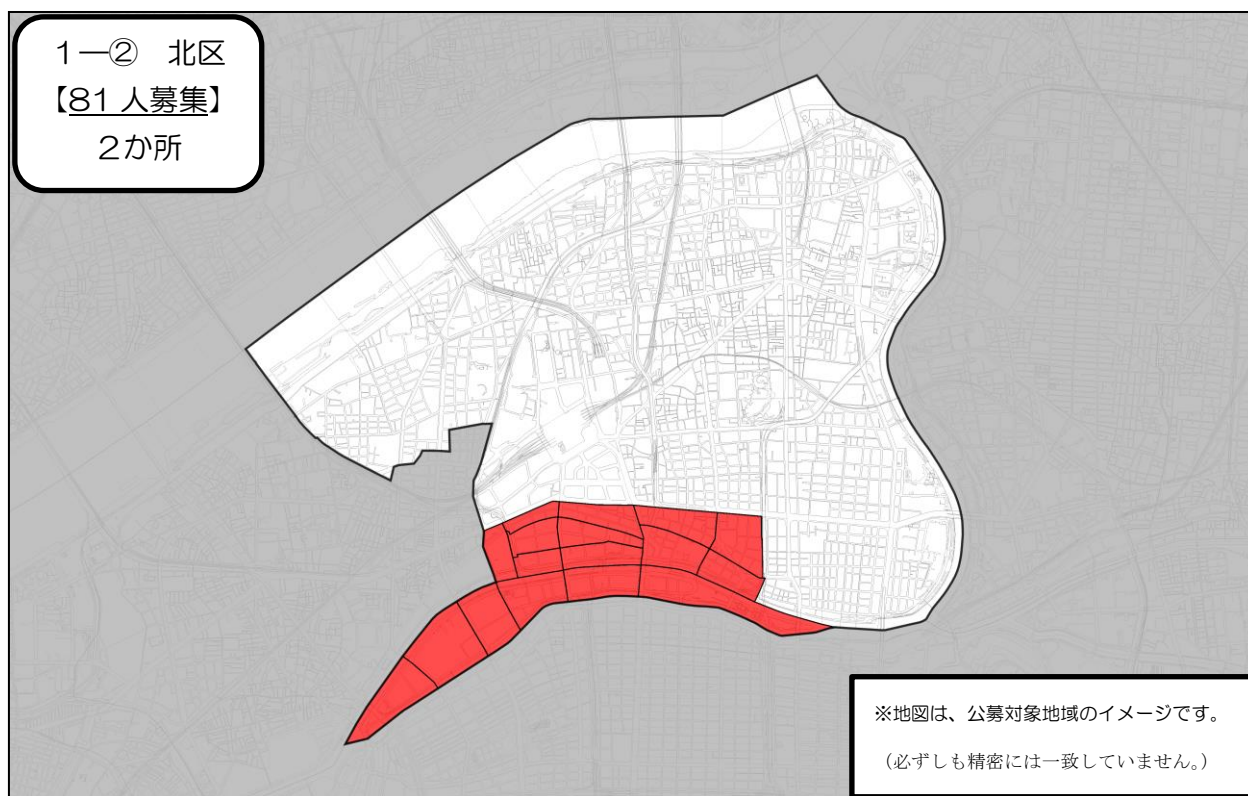
（単位：人）

区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	待機児童数	保育所等在籍 児童数
北	28	81	18	1	1	0	129	0	2,793
都島	21	39	14	0	0	0	74	0	2,229
福島	25	56	12	3	2	1	99	0	2,145
此花	18	53	12	0	1	0	84	1	1,401
中央	25	50	22	8	1	1	107	0	1,908
西	10	47	21	2	2	0	82	0	2,391
港	19	48	4	5	0	1	77	0	1,468
大正	4	17	3	2	2	2	30	0	1,238
天王寺	28	62	15	3	2	0	110	0	1,928
浪速	3	25	0	0	0	0	28	0	1,122
西淀川	14	61	12	16	2	0	105	0	1,875
淀川	22	115	33	10	1	0	181	0	3,473
東淀川	45	124	45	2	3	1	220	0	2,906
東成	17	27	5	3	0	0	52	0	1,778
生野	15	37	5	2	2	0	61	0	2,388
旭	20	69	11	5	1	0	106	0	1,742
城東	34	82	26	10	2	1	155	0	4,060
鶴見	26	65	32	6	2	5	136	0	2,931
阿倍野	26	55	18	3	0	0	102	0	2,347
住之江	17	61	8	1	0	0	87	0	2,060
住吉	19	77	13	1	2	0	112	0	2,866
東住吉	21	80	29	13	1	0	144	1	2,910
平野	32	64	30	3	0	1	130	0	3,968
西成	7	27	3	2	1	0	40	0	1,462
合計	496	1,422	391	101	28	13	2,451	2	55,389

※「利用保留数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

※本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（令和 6 年 4 月 1 日現在）」より抜粋した保育施設等の利用申込みをしたものの利用できなかった児童数です（転所希望者を除く）。

※区内の待機児童等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。



募集地域

A地域

西天満 1～4丁目、曽根崎新地、堂島 1～3丁目、堂島浜 1～2丁目、中之島 1～6丁目

B地域

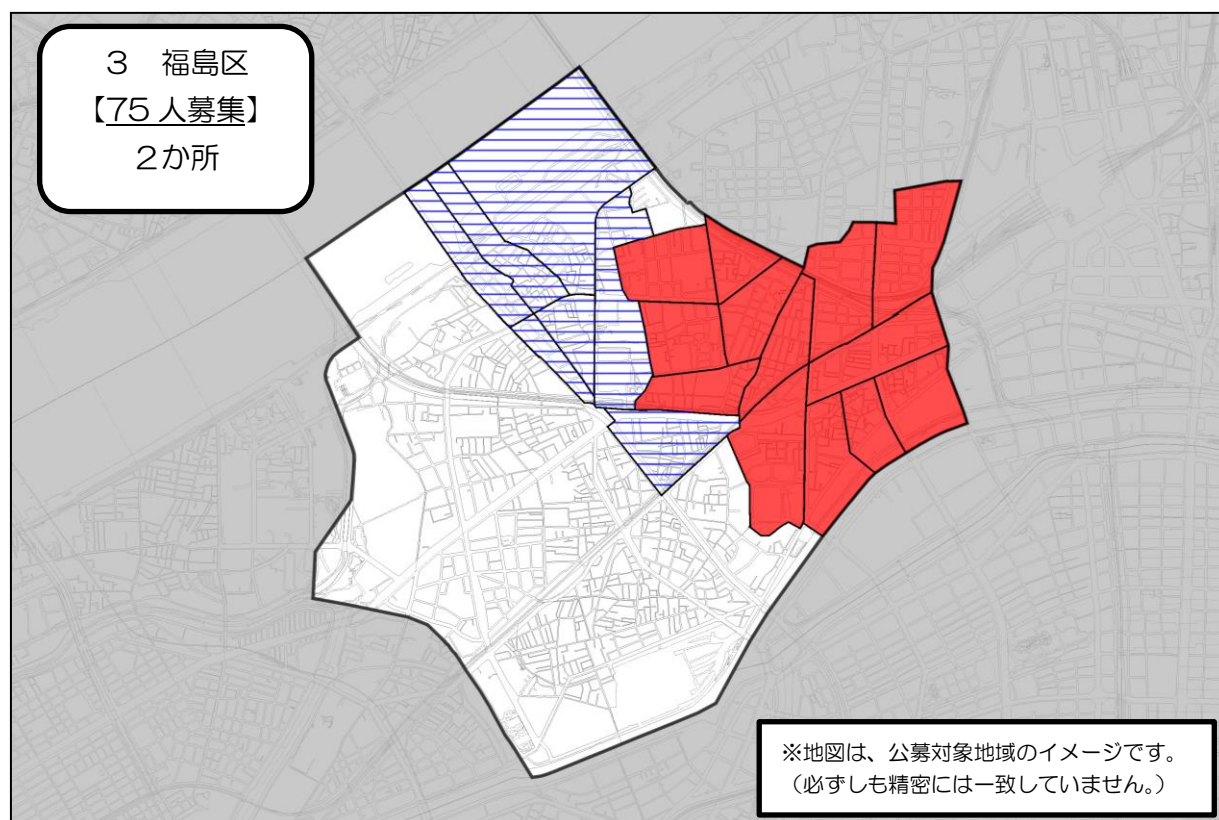
なし

C地域

なし

補助金交付対象外地域

上記 A 地域を除く地域



募集地域

A地域 

福島1～8丁目、鷺洲1～5丁目

B地域 

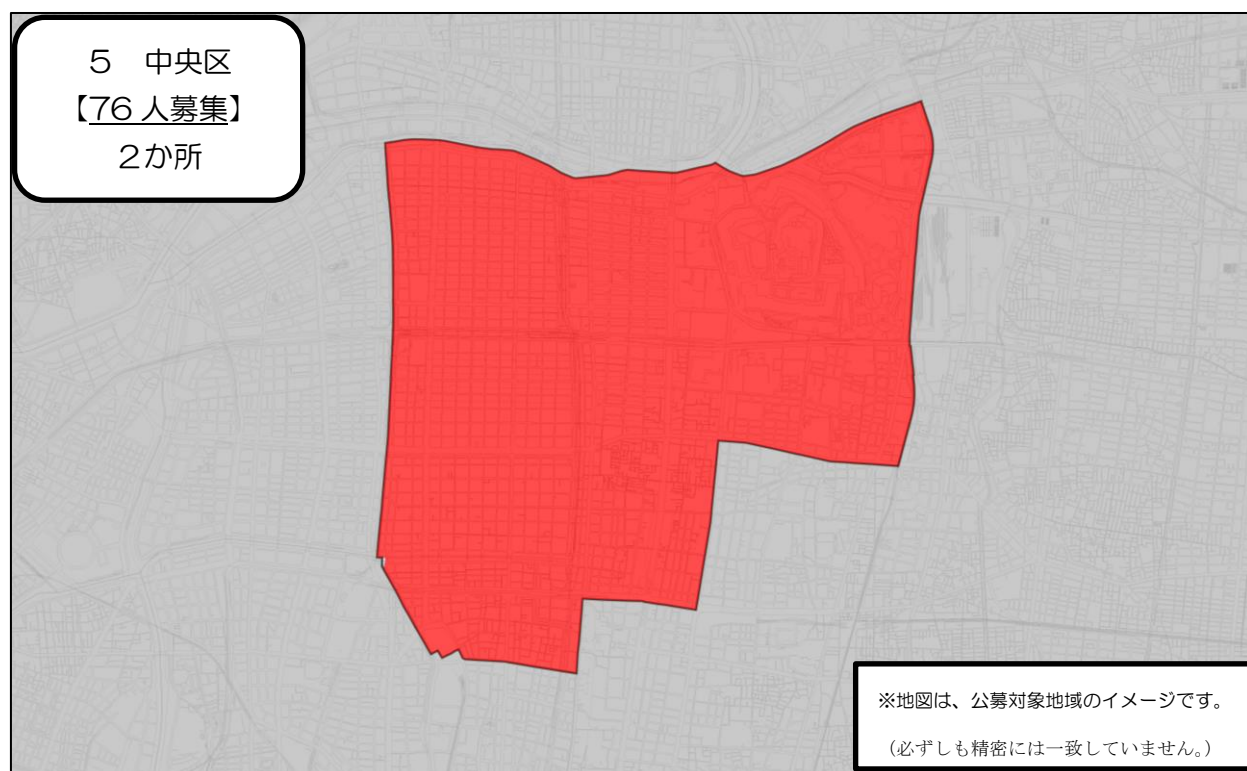
海老江1～6丁目、吉野1丁目

C地域 

なし

補助金交付対象外地域 

上記A地域及びB地域を除く地域



募集地域

A地域 
区内全域

B地域 
なし

C地域 
なし

補助金交付対象外地域 
なし